

# 介護保険の住宅改修費支給について

要介護・要支援認定を受けた方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、工事費（20万円を上限）の9割、または8割を支給する制度です。

## ☆対象となる住宅改修の種類

- 手すりの取付け
- 段差の解消（敷居撤去、スロープ設置、床かさ上げ、踏み台設置、浴槽の取替えなど）
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え（開き戸から引き戸、扉撤去、ドアノブ変更、戸車設置など）
- 洋式便器等への便器の取替え（和式から洋式、位置や向きの変更など）
- その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（下地補強など）

## ◎必ず工事前に市へ事前確認書類の提出が必要です。

☆工事着工前に市への書類提出がない場合は、支給対象となりません。

### 《住宅改修の手順》

#### ①相談・検討

本人にとって必要な住宅改修の検討を行います。本人、家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、施工業者等により、本人の状態と動線を考慮して、動線の見直しを行い、最終的に動線となる部分で必要な箇所の住宅改修を検討します。

#### ②工事前の事前確認書類の提出

着工前に、市へ事前確認書類を提出し、着工許可を受けることが必要です。着工許可の前に着工された場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

（提出書類）

- ・住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等の理由書作成資格のある者が作成）
- ・住宅改修承諾書（家屋所有者が本人でない場合）  
※事前確認は工事内容が介護保険対象となるかどうかの審査であるため、この時点での承諾書は必須ではありませんが、必ず着工前に承諾書をもらってください。
- ・見積書（工事箇所、材料費、施工費、諸経費を適切に記載）
- ・平面図（工事箇所と動線（赤）を記入）
- ・改修前の写真（写真内に日付入り、完成予定の状態を記入したもの）
- ・使用予定材料のカタログ（単価入り）の写し、設計図（既製品でなく作る場合）など

#### ③着工許可

提出された書類を市が確認します。工事着工可の連絡を受けてから着工してください。

#### ④工事完了

施工業者に代金を支払います。

#### ⑤申請

市に申請書を提出します。

(提出書類)

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修承諾書（家屋所有者が本人でない場合で事前に提出がなかった場合）  
※必ず着工前に承諾書をもらってください。
- 領収書（原本）※確認してお返しします。
- 改修後の写真（写真内に日付入り）
- (個人番号利用事務のため) 本人と提出代行者の本人確認書類（原本提示）  
（本人の本人確認書類の代わりに「住宅改修費支給申請に関する手続きの一切」を委任する旨を記載した委任状でも可）

## ⑥支給

住宅改修費として、市から工事費（20万円を上限）の9割、または8割が支給されます。

### 《注意事項》

#### 工事内容の検討

- 施工場所は住民票の住所地の住宅に限られ、そこに居住していることが必要です。
- 工事内容については、事前確認書類を作成する前に、本人、家族、介護支援専門員、施工業者等により、本人の状態と動線を考慮して、住宅内の部屋の変更を含めた動線の見直しを行い、最終的に動線となる部分で、実際に本人の動きを確認しながら改修箇所や取付け位置を検討してください。手すりの長さや位置、左右の使い勝手など、十分検討したうえで事前確認書類を作成してください。「浴室に手すりをつけたが、デイで入浴することになり、自宅では全く入浴しない」といったことがないよう必要性については十分検討してください。必要性については近い将来の施設入所の可能性も考慮してください。
- 工事内容を事前に確認したものと変更すると支給ができません。変更の際は工事前に市まで必ず連絡してください。変更可能なのは現地の状況に合ったより適切なブラケットへの変更など、事前確認した内容の範囲内（同じ機能を持つ材料の変更など）に限られます。変更が認められた場合は支給申請時に変更箇所とその理由を記載した書面、変更後の精算書、変更材料のカタログを追加してください。追加の手すりや、まったく予定と違う位置に取り付ける手すりなどは認められませんので、改めて事前確認をお願いします。事前確認書類作成前の工事内容の検討をしっかりと、変更や追加がないようお願いいたします。

☆工事内容の検討の際には、高齢者にふさわしい住宅の例として、国土交通省の「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」や「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の日本住宅性能表示基準（高齢者等配慮対策等級）などを参考にしてください。

☆業者の選定にあたっては複数の業者に見積を依頼し、比較検討のうえお選びいただくことをお勧めします。

#### 理由書

• 居室、浴室、トイレなど、必須の日常生活動線ではなく、階段や納屋などを改修する場合は、動作の困難さやどう改善されるかだけでなく、その場所でどのような行為をどれく

らの頻度でされており、そのことが本人の自立につながるのかどうかについて理由書に記載が必要です。記載がない場合や、認められない場合は対象外となります。

- ・段差解消の場合、踏み台設置、床のかさ上げなどの具体的な内容を記載してください。

### 見積書・平面図・カタログ

- ・消せるペンで作成された書類は受付できません。
- ・見積書・領収書は、家族など被保険者本人あてでないものは受付できません。
- ・見積書、平面図、写真に記載の改修箇所番号は一致させてください。
- ・平面図において動線のない箇所の工事は対象外となります。
- ・見積書、平面図には予定している手すりの長さを記載してください。
- ・手すり棒については以下の計算で適正かどうか判断します。  
基本計算式 予定の長さ×1本の単価÷1本の長さ 以下であるか  
端数見込み 予定の長さ(500mm刻み)×1本の単価÷1本の長さ 以下であるか  
本数が多い場合 効率よく切り分けた場合に必要本数×単価 以下であるか
- ・見積書の材料の価格はカタログの価格より高いものは認めません。
- ・必ず使用予定の材料のカタログをご提示ください。
- ・カタログにはどの材料をどの工事箇所を使うか分かるように記入してください。
- ・ユニットバスは各部材ごとの価格がわかる価格振り分け表を添付してください。
- ・労務単価について、国土交通省の示している公共工事設計労務単価に必要経費を加算した金額(愛媛県大工 22,500円、左官 22,700円(8時間)令和3年3月から適用)を参考にし、単発工事であることの手間や経費を勘案して審査します。施工に要する時間も十分に考慮いただき、適切な計上をお願いします。上記労務単価より突出し、突出理由に合理性が認められない場合は給付の対象外となります。
- ・諸経費については5万円未満の工事は5,000円程度、5万円以上の工事については工事費の10%と目安として審査します。

### 写真

- ・工事前の写真は完成予定の状態がわかるように手すりや踏み台などを予定位置に記入してください。オフセット手すりや前出寸法の長いタイプの手すりは直線ではなく曲がったところが分かるように記入してください。
- ・段差解消の工事前写真は段差にメジャーを当て、高さがわかるよう撮影してください。
- ・トイレや浴室の手すりの取付けの工事前写真は便器や浴槽との位置関係が分かるように撮影してください。
- ・手すりの取付けの工事前写真は、理由書に「段差があるため」、「既存の手すりとともに両手で支える」「ベッドからの移動に必要」などの記載がある場合、段差や既存の手すり、ベッドなどを含めて撮影してください。
- ・工事前と工事後の写真は同じ位置から同じ向き・大きさとなるように撮ってください。
- ・工事後の写真は改修箇所全体が入るように、手すりは端から端まで入るように撮影してください。長いものは2枚以上に分けてください。踏み台など固定部位が隠れる場合は工事中に固定部位の写真を撮ってください。全体写真で固定部位が分かりにくい場合は固定

部位の写真を大きく撮ってください。

### 支給申請

- ・入院中に退院に向けて住宅改修をされた場合、退院して自宅に戻ってから支給申請してください。そのまま転院、施設入所となった場合は支給できません。
- ・着工日～完成日時点で有効な介護度があり、領収書の日付から2年以内に申請する必要があります。
- ・申請書の誤記訂正について、申請者欄の本人署名・合計金額について訂正はできませんので書直しをお願いします。その他の事項については印鑑で訂正印をお願いします（伊予市財務会計規則第6条）。事業所が申請書提出を代行する場合、委任状の受任者には事業所の住所・事業所名・書類提出者の氏名（又は書類提出者個人の住所、氏名）をお書きください。

《お問い合わせ》伊予市 長寿介護課 介護保険担当（電話 982-1117）

提出書類		チェックリスト	チェック
工事前	理由書	理由書作成有資格者が記載しているか	
		改修箇所の記載漏れがないか	
		理由書に必要性をしっかりと記載しているか	
		段差解消の手段について記載しているか	
	見積書	本人あてか	
		施工場所＝住民票住所か	
		使用材料の数量、価格、工賃、諸経費は適正か	
	平面図	改修箇所、動線（赤）の記入があるか	
		見積書、写真と同じ工事箇所番号・内容か	
		改修箇所は動線上か	
	写真	日付入りか	
		見積書、平面図と同じ工事箇所番号か	
		完成予定の状態が記入されているか	
		段差解消の高さが分かるか（メジャーをあてているか）	
便器や浴槽などとの位置関係が分かるか			
カタログ	単価が入っているか		
	使用材料のカタログか（類似品不可）		
	どの材料をどの工事箇所で使うか記入されているか		
工事後	申請書	着工日と完成日が記載されているか	
		改修後、本人が利用しているか	
	承諾書	着工前の日付か	
	領収書	本人あてか	
		税抜き5万円以上の場合、収入印紙が貼ってあるか	
	写真	日付入りか	
		工事前写真と同じ向き・大きさか	
		事前確認の予定位置と同じ位置になっているか	
		端から端まで写っているか	
		固定部位が確認できるか	